（社会教育調査規則の一部改正）

第二条　社会教育調査規則（昭和三十五年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「都道府県」の下に「若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第三百八十四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年九月三日

法務大臣　谷垣　禎一

認証紛争解決事業者の名称及び住所

京都弁護士会

京都府京都市中京区富小路通丸太町下ル桝屋町一番地

変更の認証年月日

平成二十六年八月二十一日

○外務省告示第三百号

平成二十六年八月二十日にリロングウェで、第三次ブランタイヤ市道路網整備計画のための贈与に関する平成二十五年十二月十三日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

平成二十六年九月三日

外務大臣　岸田　文雄

1　内容　贈与の限度額を「六億八千四百万円」に改める。

2　署名者

日本側　西岡周一郎在マラウイ大使

マラウイ側　ゴダール・エドワード・ゴンドウェ財務・経済計画開発大臣

○農林水産省告示第千百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　埼玉県児玉郡神川町大字矢納字向平二二一三、二二一四、二二一六、二二一八、二二一九、二二二二の一、二二三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向平二二一三・二二一四・二二一六・二二一八・二二一九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　埼玉県秩父市荒川上田野字南山二五五〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡鬼北町大字日向谷一五七〇、一五七二、一五九三、一六〇七の一、一六一一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町大字豊原甲字上ノ台三四一五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ台三四一五の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県豊後大野市朝地町鳥田字内山一三四二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県竹田市荻町馬背野字尾上一九七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）